

監理技術者等の途中交代について

令和5年4月1日適用

関市 財務部 契約検査課

建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工事途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められます。

一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられますが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要があります。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきです。

<関市発注工事の取扱い①>

関市発注工事においては、以下の要件に該当し、変更前後の監理技術者等の技術力が同等以上（※）に確保すると認められる場合において監理技術者等の途中変更を認めることとします。

ア 監理技術者等が、岐阜大学が開催する「社会基盤メンテナンスエキスパート（以下「ME」といいます。）養成講座」に参加するため、受講期間中の監理技術者等の変更が必要となった場合。

イ 監理技術者等が、MEの認定を受けた者（以下「ME認定者」という。）である場合であり、かつ、別途、県が発注する道路施設の点検・修繕業務委託工事において、ME認定者として点検・診断・工法提案を行うため、当該業務従事期間中の監理技術者等の変更が必要となった場合。

なお、変更可能な期間は、点検・診断・工法提案の業務に従事する、1カ月程度の期間とします。

※一般競争入札（価格競争及び総合評価落札方式）の場合、入札参加資格を満たす監理技術者等とします。

なお、総合評価落札方式の場合は、技術評価が同等以上とする必要は無いものとします。

【「監理技術者等の途中交代について」（平成26年2月28日付け建政第752号・技第614号技術検査課長ほか通知）（平成26年5月27日付け建政第150号・技第174号技術検査課長ほか通知）】

<関市発注工事の取扱い②>

関市発注工事においては、「マニュアル」において示された基本的な考え方を踏まえ、以下の場合を監理技術者等の変更（交代）の条件とします。

- ア 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- イ 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
 - ・受注者の責によらず当初契約工期が延長される場合
 - ※当初工期における終期を超過した場合に適用します。
- ウ 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
 - ・工場製作又は資機材調達のための期間から現場施工に移行する場合
- エ 工事工程上技術者の交代が合理的な場合
 - ・複数年債務負担工事の実工程終了後となる場合
 - ※当面の間は、対象はトンネル工事に限定します。
 - ※この場合、当該工事に係る実工程終了後に配置する技術者は、当該工事の実工程（例：トンネル本体工事）に従事した実績と認めません。
 - ※受注者においては、コリンズ登録をするに当たり、当該事項を留意願います。

【参考】工期等の整理 『岐阜県建設工事共通仕様書』より

45. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

46. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

47. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現地事務所等の配置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。

48. 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。



※マニュアル：「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号地方整備局建政部長等あて総合政策局建設課長通知）

<関市発注工事の取扱い③>

関市発注工事における、交代後の監理技術者等の技術力等の基本的な条件は、入札前に明示された範囲において、以下のとおりとします。

事 例	交代が認められる基本的な条件等
上記 <関市発注工事の取扱い②> ア・イの場合	入札参加資格 ^{※1} を満たし、かつ、技術評価 ^{※2} が同等以上となる技術者とします。
上記 <関市発注工事の取扱い②> ウの場合 ^{※3}	工場製作又は資機材調達のための期間に配置する技術者は、施工実績を有しない、資格等を有する技術者も配置可能とします。
上記 <関市発注工事の取扱い②> エの場合 ^{※4}	複数年債務負担工事の実工程終了後の債務期間は、施工実績を有しない、資格等を有する技術者も配置可能とします。

- ※1 一般競争入札（価格競争及び総合評価落札方式）の場合を想定。
- ※2 総合評価落札方式の場合を想定。
- ※3 入札参加資格^{※1}として、工場製作又は資材調達のための期間に配置する技術者に施工実績を求めておらず、かつ、総合評価の技術評価^{※2}において施工実績の評価対象を現場施工期間に配置する技術者とする旨を入札公告等で明示している場合を想定。
- ※4 入札参加資格^{※1}として、目的物完成に係る工種以外の工種のための施工期間に配置する技術者に施工実績を求めておらず、かつ、技術評価^{※2}において施工実績の評価対象を目的物完成に係る工種の施工期間に配置する技術者とする旨を入札公告等で明示している場合を想定。